

令和5年度

(下期) 恵庭市水道事業業務状況説明書

恵庭市公営企業

令和5年度（下期）恵庭市水道事業業務状況説明書

（令和6年3月31日）

1. 事業の概況

(1) 給水人口	69,516 人
(2) 総給水量	6,804,790 m ³
(3) 一日平均給水量	18,592 m ³
(4) 主要な建設改良工事（消費税込み）	
	工事発注額
ア. 配水管整備事業等	299,429,900 円
イ. メータ一取替事業	61,057,208 円

2. 計理の状況

(1) 予算執行状況

(令和6年3月31日)

(ア) 収益的収入及び支出

(収入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業収益				
第1項 営業収益	1,666,353,000	1,674,644,679	100.5	
第2項 営業外収益	1,604,493,000	1,608,149,681	100.2	
第3項 特別利益	61,860,000	66,493,035	107.5	
	0	1,963	0.0	

(支出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業費用				
第1項 営業費用	1,527,829,000	1,497,290,531	98.0	
第2項 営業外費用	1,486,176,190	1,456,854,967	98.0	
第3項 特別損失	39,652,810	39,376,062	99.3	
第4項 予備費	1,000,000	1,059,502	106.0	
	1,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的収入	430,201,000	197,681,000	46.0	
第1項 企業債	298,800,000	191,800,000	64.2	
第2項 補助金	52,601,000	2,381,000	4.5	
第3項 出資金	78,800,000	3,500,000	4.4	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的支出	889,746,000	639,451,748	71.9	
第1項 建設改良費	728,043,000	479,749,275	65.9	
第2項 企業債償還金	159,703,000	159,702,473	100.0	
第3項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(2) 損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

単位：円

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,371,875,985		
(2) 受託事業収益	42,432,066		
(3) その他営業収益	<u>52,128,983</u>	1,466,437,034	
2 営業費用			
(1) 受水費用	679,755,799		
(2) 配水及び給水費用	95,344,959		
(3) 受託工事費	4,290,000		
(4) 総係費	159,095,269		
(5) 減価償却費	414,100,650		
(6) 資産減耗費	<u>23,325,345</u>	<u>1,375,912,022</u>	
営業利益			90,525,012
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	270,185		
(2) 他会計負担金	1,056,000		
(3) 長期前受金戻入	60,307,721		
(4) 雑収益	<u>4,590,242</u>	66,224,148	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	18,739,610		
(2) 雑支出	<u>924,919</u>	<u>19,664,529</u>	<u>46,559,619</u>
経常利益			137,084,631
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1,785</u>	1,785	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,059,502</u>	<u>1,059,502</u>	<u>△ 1,057,717</u>
当期純利益			136,026,914
その他未処分利益剰余金変動額			134,836,708
当期末処分利益剰余金			<u>270,863,622</u>

(消費税抜き)

(3) 貸借対照表

(令和6年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

16,044,864,917

減 価 償 却 累 計 額

△ 7,152,131,993

有 形 固 定 資 産 合 計

8,892,732,924

(2) 無 形 固 定 資 産

40,801,329

無 形 固 定 資 産 合 計

40,801,329

固 定 資 産 合 計

8,933,534,253

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,020,000,395

(2) 未 収 金

128,102,858

(3) 貯 蔵 品

8,447,349

(4) そ の 他 流 動 資 産

1,000,000

流 動 資 産 合 計

1,157,550,602

資 産 合 計

10,091,084,855

(消費税抜き)

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債	1,716,486,086		
	(2) 修繕引当金	63,910,980		
	(3) 特別修繕引当金	83,980,000		
	固定負債合計			<u>1,864,377,066</u>
4	流動負債			
	(1) 企業債	131,037,216		
	(2) 未払金	113,935,665		
	(3) 未払費用	1,186,325		
	(4) 前受金	81,218		
	(5) 引当金	8,455,724		
	(6) 預り金	100,678,226		
	流動負債合計			<u>355,374,374</u>
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金	2,740,310,241		
	(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,593,602,013</u>		
	繰延収益合計			<u>1,146,708,228</u>
	負債合計			<u><u>3,366,459,668</u></u>

資本の部

6	資本金			
	(1) 資本金	<u>5,835,204,485</u>		
	資本金合計			<u>5,835,204,485</u>
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金	618,557,080		
	(2) 利益剰余金	<u>270,863,622</u>		
	剰余金合計			<u>889,420,702</u>
	資本合計			<u>6,724,625,187</u>
	負債・資本合計			<u><u>10,091,084,855</u></u>

(消費税抜き)

3. 令和6年度予算

令和6年度 恵庭市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度恵庭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	69,848 人
(2) 年 間 総 給 水 量	6,841 千 m^3
(3) 一 日 平 均 給 水 量	18,741 m^3
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア. 配 水 管 布 設 替 工 事	3,922 m
イ. 配 水 管 布 設 工 事	309 m
ウ. メ ー タ ー 等 設 置 工 事	4,470 件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,669,801 千円
第1項 営業収益	1,608,869 千円
第2項 営業外収益	60,932 千円
支 出	
第1款 水道事業費	1,558,177 千円
第1項 営業費用	1,522,542 千円
第2項 営業外費用	32,635 千円
第3項 特別損失	1,000 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 503,910千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額 37,156千円、過年度分損益勘定留保資金 466,754千円で補てんするものとする)

収 入

第1款 資本的収入	154,693千円
第1項 企業債	145,200千円
第2項 負担金	9,493千円

支 出

第1款 資本的支出	658,603千円
第1項 建設改良費	525,565千円
第2項 企業債償還金	131,038千円
第3項 予備費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業債	千円 145,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め40年以内とし、償還は毎年度2期元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 企業財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 職員給与費(法定福利費を含む) | 139,111 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、88,725千円と定める。

令和6年2月15日 提出

恵庭市長 原 田 裕